

飼い主のいない猫の

令和4年4月から

不妊・去勢手術費用を補助します

愛南町では、飼い主のいない猫の不必要な繁殖を防ぎ、周囲に対する迷惑の未然防止を図ることを目的として、猫の不妊・去勢手術費用の一部を補助します。

補助対象及び要件

- ・愛南町内にお住まいの方又は団体
- ・愛南町内で保護した飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を行った方又は団体
※手術済であることを識別するため、耳の一部カットを行うこと。
- ・手術後、飼い主のいない猫を自ら飼養し、又は保護した場所に戻し、近隣住民の理解を得て適切に管理することができる方又は団体
- ・世帯員全員が町税を滞納していない方
※団体については構成員全員
- ・同一の猫を対象に国、県、その他団体から同様の補助を受けていないこと
- ・動物取扱業を営む者でない方
※上記の要件を全て満たす方、又は団体が対象となります。

補助金額

- ・オス 5,000円（限度額） ・メス 10,000円（限度額）
※手術費用の2分の1以内の額とし、補助金交付額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。
※申請は先着順とし、予算の範囲内で交付します。

受付期間

4月1日から翌年の2月末まで

申請・問合せ先

愛南町役場 環境衛生課

〒 : 798-4196 愛南町城辺甲 2420 番地

電話 : 72-7316 FAX 72-1214

MAIL : kankyoeisei@town.ainan.ehime.jp



申請から交付までの流れ

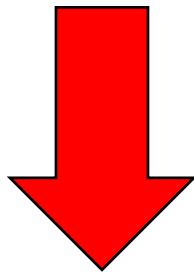
①保護・手術

飼い主のいない猫を保護し、動物病院で不妊・去勢手術を実施してください。
手術後、環境衛生課又は各支所に置いている「猫繁殖制限措置推進事業補助金交付申請書」及び「町税の滞納がない旨の申出書」に、猫の手術費用を支払ったことが証明できる領収書、耳カットしたことが分かる写真（耳カットのアップ・全身）を添付し、環境衛生課又は各支所へ提出してください。
※団体の申請については、別途構成員の名簿を提出してください。（様式自由）
※申請書等は町ホームページからダウンロードすることもできます。



②交付の決定

申請書受取後審査を行い、「愛南町猫繁殖制限措置推進事業補助金交付決定通知書」と「愛南町猫繁殖制限措置推進事業補助金交付請求書」を送付します。



③補助金の申請

「愛南町猫繁殖制限措置推進事業補助金交付決定通知書」が届いた後は、同封の「愛南町猫繁殖制限措置推進事業補助金交付請求書」に必要事項を記入し、環境衛生課又は各支所へ提出してください。
請求書受理後、指定の口座へ補助金を振り込みます。

